

ID: 3010

担当部署: 産業観光課

処分の概要	登録票の再交付(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第6項の規定による。</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日